

別紙 1

現場代理人の常駐義務緩和に係る照会書	
1 照会対象工事	
工事番号・工事名	第 - - 号 工事
工事箇所	
工事概要	
予定価格	¥
工期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
配置予定現場代理人氏名	
配置予定主任技術者氏名	
2 配置予定現場代理人が現在従事している工事	
工事番号・工事名	第 - - 号 工事
工事箇所	
工事概要	
契約金額	¥
工期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
1 との重複期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
主任技術者氏名	
<p>上記配置予定現場代理人を当該工事の現場代理人とすることの可否について回答願います。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>福島県県南建設事務所長 様</p> <p style="text-align: right;">会社名</p> <p style="text-align: right;">代表者名</p>	
<p>上記配置予定現場代理人を当該工事の現場代理人とすることは</p> <p>できます。ただし、承認の際に別紙3の条件を付します。</p> <p>できません。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>会社名</p> <p>代表者名 様</p> <p style="text-align: right;">福島県県南建設事務所長</p>	

当照会はFAX、電子メール等によることも可能であること。
 工事発注者は「できます。」「できません。」のいずれかを横線で削除し回答すること。
 照会対象工事の工期は、入札公告に記載された落札予定日（指名競争入札の場合は「入札執行日」、随意契約の場合は「見積合わせ執行日」）の翌日を着手日として記入すること。

別紙 1 - 1 (両工事が入札又は契約手続中の場合)

現場代理人の常駐義務緩和に係る照会書	
1 照会対象工事	
工事番号・工事名	第 - - 号 工事
工事箇所	
工事概要	
予定価格	¥
工期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
配置予定現場代理人氏名	
配置予定主任技術者氏名	
2 配置予定現場代理人に従事させたい工事 (入札公告日:平成 年 月 日 開札予定日:平成 年 月 日)	
工事番号・工事名	第 - - 号 工事
工事箇所	
工事概要	
予定価格	¥
工期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
1との重複期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
配置予定主任技術者氏名	
<p>上記配置予定現場代理人を当該工事の現場代理人とすることの可否について回答願います。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>福島県県南建設事務所長 様</p> <p style="text-align: right;">会社名 代表者名</p>	
<p>上記配置予定現場代理人を当該工事の現場代理人とすることは できません。ただし、承認の際に別紙3の条件を付します。 できません。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>会社名</p> <p>代表者名 様</p> <p style="text-align: right;">福島県県南建設事務所長</p>	

当照会はFAX、電子メール等によることも可能であること。
 配置予定現場代理人に係る経歴書を添付すること。
 「2 配置予定現場代理人に従事させたい工事」の項には、両工事のうち開札予定日又は見積書提出予定日の早い方(同日の場合はいずれか一方)を記載すること。
 指名競争入札の場合、「入札公告日」とあるのは「指名通知日」と、随意契約の場合、「入札公告日」とあるのは「見積依頼日」と、「開札予定日」とあるのは「見積書提出予定日」と読み替えて記載すること。
 工事発注者は「できます。」「できません。」のいずれかを横線で削除し回答すること。
 照会対象工事の工期は、入札公告に記載された落札予定日(指名競争入札の場合は「入札執行日」、随意契約の場合は「見積合わせ執行日」)の翌日を着手日として記入すること。

別紙 3

現場代理人の常駐義務緩和に係る申請書の承認に当たって付す条件

- (1) 緩和が承認された工事現場において、次の事項を履行すること。
- 履行されていないことが確認された場合には、緩和の承認を取り消すものとする。
- 現場代理人が不在となる工事現場においては、工事現場の取締りのほか、工事の施工に関する事項を処理できる責任者を指定し、必ず配置すること。
- 現場代理人は、必ずいずれかの工事現場に駐在すること。
- 現場代理人が工事現場を離れるときは、現場の安全管理の徹底を図るとともに、監督員と必ず連絡が取れる体制を構築すること。
- ただし、緩和の承認を受けた工事の施工に当たっては、次の場合に限り上記 、 、 の義務事項を除外する。
- ア) 工事が完了して竣工検査の待機中となっている場合
- イ) 契約後の準備期間中で、工事に着手していない場合
- ウ) 片方の工事が中止または休止となっている場合
- 現場代理人は、1日に1回以上は当該工事現場に駐在し、現場管理に当たること。
- 現場代理人は、労働安全衛生法及び労働安全規則に基づき、安全衛生推進者、安全衛生責任者などを選任すること。
- また、作業主任者が必要な作業においては必ず配置すること。
- (2) 緩和が承認された工事現場において、安全管理の不徹底や現場体制の不備に起因する事故が発生した場合は直ちに緩和の承認を取り消すものとする。
- (3) 受注者が工事発注者から現場代理人の緩和の承認を取り消された際に、新たな現場代理人を配置することができない場合には、工事発注者は解除権に基づき当該工事の契約を解除するものとする。